

議第112号

財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議決を求める。

令和元年11月29日提出

高山市長 國島 芳明

記

- | | |
|----------|---|
| 1 財産の種類等 | 高山市音声告知放送システム 一式 |
| 2 取得の金額 | 22,935,000円 |
| 3 取得の相手方 | 名古屋市中村区本陣通4丁目48番地
朝日電気工業株式会社
代表取締役 恒川 純次 |
| 4 設置場所 | 高山市花岡町2丁目18番地
高山市役所
高山市名田町5丁目95番地10
株式会社飛騨高山テレ・エフエム
高山市上岡本町5丁目579番地
飛騨高山ケーブルネットワーク株式会社 |
| 5 取得の時期 | 平成31年度 |